

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成30年度第1回水戸市都市計画審議会
- 2 開催日時 平成30年8月30日（木） 午後2時から午後3時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎前議会臨時庁舎 2階 全員協議会室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員 田口米蔵，松本勝久，伊藤充朗，田中真己，櫻場誠二，大関茂，鈴木律子，鹿倉よし江，川島宏一，安徹，
  - (2) 執行機関 秋葉宗志，高橋涼，川崎洋幸，黒澤純一郎，小田切幸司，飯塚秀彰，角田光紀，小野瀬基，坏貴之，久木崎隆，潮田修一，森山武久
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - ・都計諮問第1号 水戸・勝田都市計画 道路の変更（水戸市決定）について（公開）
  - ・都計諮問第2号 水戸・勝田都市計画 交通広場の決定（水戸市決定）について（公開）
  - ・都計諮問第3号 水戸・勝田都市計画 駐車場の変更（水戸市決定）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 3人
- 8 会議資料の名称
  - ・都計諮問第1号 水戸・勝田都市計画 道路の変更（水戸市決定）について
  - ・都計諮問第2号 水戸・勝田都市計画 交通広場の決定（水戸市決定）について
  - ・都計諮問第3号 水戸・勝田都市計画 駐車場の変更（水戸市決定）について
  - ・平成30年度第1回水戸市都市計画審議会（パワーポイント印刷）
  - ・居住誘導区域の設定（案）について（パワーポイント印刷）
  - ・居住誘導区域（案）
  - ・水戸市立地適正化計画（H29.3）の概要（参考資料1）
  - ・浸水想定区域の状況（参考資料2）

## 9 発言の内容

### ○司会

それでは、お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第1回水戸市都市計画審議会を開催させていただきます。

初めに、\_\_\_\_水戸市長にかわりまして、\_\_\_\_副市長より御挨拶申し上げます。

### ○副市長

本日は、お暑い中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本来であれば\_\_\_\_市長が御挨拶をするところなのですが、公務が重なりまして、出席ができませんので、僭越ではございますが、私の方から一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

御覧のとおり、市庁舎も11月18日に竣工記念式典の運びとなりました。水戸市の市役所、市民生活を支える拠点がようやくでき上がるということでございます。

また、都市計画につきましては、市民生活の生活基盤を支える非常に重要な決定事項でございます。この役割につきまして、今後2年間、委員として御活躍を賜りたいと思うところでございます。

本日は、案件といたしましては、内原地区の周辺整備に係る都市計画決定について御意見を賜りたいと思っております。

また、そのほか、意見聴取といたしまして、立地適正化計画の中の居住誘導区域等についても御意見をお伺いしてまいりたいと思うところでございます。

内原駅につきましては、御承知のとおり、内原駅の北口ということで、内原イオンが大変な集客というお話も聞いております。大変な都市的なにぎわいを北口の整備ということで大成功のうちにおさまった事業でございます。

残された案件といたしましては、南口の整備、あとは橋上駅舎、それに伴います自由通路、これらを早急に整備していきまして、都市的な環境、そして市民の安全な通行交通環境を担保してまいりたいと考えておりますので、今日はそちらの都市計画決定等につきまして忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

### ○司会

ありがとうございました。

続きまして、任期満了に伴いまして委員の改選が行われましたので、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

1番 \_\_\_\_委員でございます。

2番 \_\_\_\_委員でございます。

3番 \_\_\_\_委員でございます。

- 4番 \_\_\_\_委員でございますが、本日は欠席でございます。
- 5番 \_\_\_\_委員でございます。
- 6番 \_\_\_\_委員でございます。
- 7番 \_\_\_\_委員と8番 \_\_\_\_委員でございますが、まだいらっしゃっていないようです。
- 9番 \_\_\_\_委員でございます。
- 10番 \_\_\_\_委員でございます。
- 11番 \_\_\_\_委員でございますが、本日は欠席でございます。
- 12番 \_\_\_\_委員でございます。
- 13番 \_\_\_\_委員でございます。
- 14番 \_\_\_\_委員でございますが、本日は欠席でございます。
- 15番 \_\_\_\_委員でございます。
- 16番 \_\_\_\_委員でございますが、本日は欠席でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

副市長の\_\_\_\_でございます。

都市計画部長の\_\_\_\_でございます。

都市計画副部長の\_\_\_\_でございます。

都市計画課長の\_\_\_\_でございます。

市街地整備課長の\_\_\_\_でございます。

私は、司会を担当します都市計画課課長補佐の\_\_\_\_でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本来ですと、ここで議事の進行を会長にお願いするところでございますが、委員の改選がございましたので、会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○司会

それでは、まず、本日の出席者数を報告させていただきます。

なお、事務局に欠席の報告がありました委員は、4番\_\_\_\_委員、11番\_\_\_\_委員、14番\_\_\_\_委員、16番\_\_\_\_委員でございます。

なお、傍聴人は3名でございます。

審議委員数16名のうち、現在、10名が出席されております。したがって、出席者数が委員の半数を超えておりますので、水戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立しております。

続きまして、会長の選出についてでございますが、水戸市都市計画審議会条例第5条第1項及び都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定め

る政令第4条の規定により、水戸市都市計画審議会条例第3条第1項第2号の学識経験者の委員の中から選出いただくこととなりますが、いかがいたしましょうか。

○委員

事務局で案があれば、言ってもらったほうが早いのでは。

○司会

わかりました。

それでは、ただいま、事務局案との御意見がございましたが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○司会

それでは、事務局案でございますが、13番\_\_\_\_委員に会長職をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○司会

それでは、水戸市都市計画審議会の会長を\_\_\_\_委員をお願いいたします。

\_\_\_\_委員には、会長席にお移りいただきます。

それでは、ここで\_\_\_\_会長に御挨拶をお願いいたします。

○会長

ただいま会長を仰せつかりました\_\_\_\_でございます。

都市計画審議会は、皆さん御承知のとおり、まちの将来的な姿、あるいは産業活動、あるいは人々の暮らしに大変重要な影響を与える非常に意義の深い審議会でございますので、皆様方の忌憚のない御意見と御審議をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、\_\_\_\_会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

それでは、まず本日の議事録署名人を指名させていただきたいと思ひます。

1番 \_\_\_\_委員

15番 \_\_\_\_委員

をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づきまして原則公開とさせていただきますので、御承知おきお願ひいたします。

本日は、傍聴者の方が入っております。

傍聴者の皆様におかれましては、会議の妨げにならないよう、静粛に傍聴をお願いいたします。

○委員

会長、よろしいですか。

○会長

はい。

○委員

今、会長が異議なく決まったのですが、会長が不在であるとか、そういう緊急性があった場合に、例えば職務代理者であるとか、副会長等を決めておいて、その方が会を運営・招集する形というのが当然だと思うのですが、会長一人でそのまま遂行できればいいのですが、緊急事態であるとか、会長が暇がない、こういう場合には代理者を決めておいたほうがよろしいのかなと思ったので。

規約に会長だけと書いてあるのか。

○会長

その辺の代理の取り扱いにつきまして、もし事務局のほうで方針なり今までのルールなりありましたら御説明いただけますか。

○執行機関

条例上は副会長というのは置かないことになっているのですが、会長に事故があるときには、会長があらかじめ指名する方に代理という形でつとめていただきます。

ただ、今回、\_\_\_委員さんにそれをお願いしようと考えていたのですが、今日、お休みになっているので、代理の方が欠席というかたちになってしまったのですが。

○委員

だから、今いる方の中から代理の方については一応決めておいて、その方にお受けいただければありがたいのではないですかね。

○執行機関

それは全く問題ないと思います。

○会長

わかりました。

先ほどの司会の方の御説明ですと、会長は学識経験者の委員の中から選出ということになっていますが、副会長というか会長代理も学識経験者というルールでしょうか。それは特にはありませんか。

○執行機関

条例上は特に学識経験者という限定はしておりません。

○委員

それでは、例えば条例になくても、学識経験者ということで\_\_\_先生がいらっしゃるの  
で、\_\_\_先生にお願いできれば一番いいのではないかと思います。

○会長

わかりました。

それでは、今ご提案いただきました\_\_\_\_先生に会長代理、あるいは、私が不在のときの代理の役割を担っていただくということによろしいですか。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、\_\_\_\_先生よろしくお願ひいたします。

先ほど途中まで行きましたが、傍聴の方は2人入っております。

それから、本日は1社の報道機関が入っております、当審議会の会議を撮影・録音したいという申し入れがございましたが、撮影・録音を許可するというので、皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、撮影と録音を許可したいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、諮問書の提出をお願いいたします。

○副市長

それでは、一括して諮問させていただきます。

都計諮問第1号 平成30年8月30日 水戸市都市計画審議会様 水戸市長高橋靖  
諮問書 水戸・勝田都市計画道路の変更(水戸市決定)について諮問いたします。

都計諮問第2号 平成30年8月30日 水戸市都市計画審議会様 水戸市長高橋靖  
諮問書 水戸・勝田都市計画交通広場の決定(水戸市決定)について諮問いたします。

都計諮問第3号 平成30年8月30日 水戸市都市計画審議会様 水戸市長高橋靖  
諮問書 水戸・勝田都市計画駐車場の変更(水戸市決定)について諮問いたします。

以上3件でございます。よろしくお願ひいたします。

○会長

今回の各諮問には関連性がございまして、諮問に対する審議の進め方につきましては、何か事務局のほうで案がございましてでしょうか。

○執行機関

今回の諮問でございますが、都市計画道路、都市計画交通広場及び都市計画駐車場の3つがございまして、こちらをまとめて説明をさせていただきます。その後、まとめて御審議をいただくのがよろしいのではないかと考えております。

○会長

3つまとめて審議という事務局よりの提案がございましたが、そのような進行でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、異議がないようですので、事務局より、本日の諮問の内容の説明をお願いいたします。

○執行機関

では、よろしくお願いたします。

それでは、説明に入ります前に、配布資料の確認をしたいと思います。

本日お配りしております資料は、都計諮問第1号、第2号、第3号の都市計画の正式図書となるもの、それとカラー刷りのスライドのコピーとなっております。

不足はございませんでしょうか。

〔「はい、大丈夫です」の声あり〕

○執行機関

ありがとうございます。

それでは、内容につきまして、前面のスライドに沿って説明いたします。

まず、今回の諮問は、諮問第1号の都市計画道路、第2号の都市計画交通広場、第3号の都市計画駐車場に関する都市計画となっております。

それでは、まず、内原駅周辺地区の現況について御説明いたします。

JR内原駅は、本市の西南部に位置するJR常磐線沿線の駅でございます。

内原駅周辺の街並みは、北側では、平成27年3月に完了しました土地区画整理事業により、駅の北口を含む都市基盤整備が整い、併せて複合型商業交流施設を核とした商業の集積がなされている状況でございます。

一方で、駅の南側ですが、主に住宅系の既存の市街地が広がっている状況となっております。

課題としましては、駅の南側に改札口及び広場が整備されていない。南北を連絡する自由通路もないということで、駅の南側からの利用者は、長岡街道踏切を横断して駅の北口に向かわなければならないといった状況となっております。

特に、通勤・通学時は、長岡街道踏切付近の道路及び北口広場において、歩行者と自転車利用者の輻湊（ふくそう）、駅へ送迎する自動車による渋滞が発生しておりまして、交通事故の危険性が高い状況となっております。

また、長岡街道踏切の北側においては、駅の北側から東側のイオン方面に向かうために車道を横断する歩行者が増加しております。同様にこちらにも交通事故の危険性が懸念されている状況です。

また、自転車駐車台数についても、駐車可能なスペースが不足しているといったような状況となっております。

こういったことから、駅周辺における歩行者の安全性の確保、自動車の渋滞の軽減及び駅利用者の利便性の向上といったものが現在、課題となっております。

内原駅南口周辺地区整備については、上位計画になりますが、水戸市都市計画マスタープランにおいて、内原地区における地域生活拠点として、駅周辺を中心とした都市基盤整備、複合的な機能集積を推進し、魅力とにぎわいのある都市空間の形成を図り、併せて、交通結節点としての機能強化や利便性の向上を図ることとしております。

さらに、水戸市公共交通基本計画においても、都市核と拠点化を結ぶ交通ネットワークの強化として、内原駅の橋上化や駅南口広場等の整備に取り組み、交通結節点としての機能強化を図ることとしております。

以上のことから、内原駅周辺地区の拠点機能及び交通結節機能の強化、地域住民の利便性・安全性の向上を図るため、都市計画道路として、内原駅南北自由通路線及び内原駅北側自由通路線、都市計画交通広場として、内原駅南口交通広場、都市計画駐車場として、内原駅北口西側自転車駐車場、内原駅北口東側自転車駐車場及び内原駅南口自転車駐車場を都市計画に定めるものでございます。

それでは、まず、諮問第1号 都市計画道路について御説明をいたします。

都市計画道路につきまして、都市計画に定める事項は、道路の種別・名称・位置・区域・構造となっております。

まず、都市計画道路8・7・7号内原駅南北自由通路線については、赤線で示した区域となっております。種別は特殊街路、位置は、駅の南口を起点、駅の北口を終点としており、区域の延長は約90メートルとなっております。

構造形式は地表式で、幅員は4メートル、JR常磐線と立体交差した構造となっております。

また、この内原駅南北自由通路線については、JRの軌道敷を跨ぐ道路となるため、今回、立体的な範囲を都市計画に定めることとしております。

こちらが立体的な範囲を示したものです。

内原駅南北自由通路線は、JRの軌道敷を跨ぐ道路ではありますが、都市計画に立体的な範囲を定めることによって、道路の上下に発生する建築制限の範囲を限定し、今後の都市施設の整備に支障が生じないようにするものでございます。

次に、都市計画道路8・7・8号内原駅北側自由通路線については、こちらも赤線で示した区域となります。

種別は特殊街路、位置は、駅の北口を起点とし、長岡街道を越えて渡り、階段を下りた地点を終点としております。

こちらは、区域の延長は約60メートルでございます。

構造形式は地表式で、こちらの幅員は2.5メートルとなっております。

次に、諮問第2号 都市計画広場について御説明いたします。



都市計画交通広場について、都市計画に定める事項は、名称・位置・区域・面積でございます。

まず、名称ですが、都市計画交通広場1号 内原駅南口交通広場となっております。位置は、水戸市内原町字前方、区域は、こちらで示した赤線の区域となっております。面積は約3,800㎡となっております。

次に、諮問第3号 都市計画駐車場について御説明いたします。

都市計画駐車場について、都市計画に定める事項は、名称・位置・区域・面積・構造でございます。

今回、駐車場は3カ所ございます。1つ目は、都市計画駐車場3号 内原駅北口西側自転車駐車場となります。位置は、赤線で示した区域であり、現在も自転車駐車場として暫定利用されている場所でございます。面積は約380㎡、構造は地上一層となります。駐車台数は約110台となっております。

2つ目は、都市計画駐車場4号 内原駅北口東側自転車駐車場です。位置は、赤線で示した区域であり、こちらも現在、自転車駐車場として暫定利用されている場所です。面積は約210㎡です。構造は地上一層となります。駐車台数は約160台となっております。

3つ目については、都市計画駐車場5号 内原駅南口自転車駐車場でございます。位置は、赤線で示した区域であり、こちらも現在、駐車場として利用されている状況です。面積については約900㎡、構造は地上一層となります。駐車台数は約230台となっております。

最後に、都市計画の決定手続について御説明いたします。

まず、本年5月30日に地元説明会を開催しております。

その後、都市計画原案について、本年6月7日から15日まで閲覧期間を設けました。公述申出人がいる場合には、公聴会を開催する予定でしたが、申出人がいなかったため、公聴会は開催しておりません。

その後、本年8月6日から20日までの2週間、都市計画案の縦覧を行っております。この縦覧期間中には、都市計画の案に対し、意見書の提出をすることができますが、こちらも意見の提出はございませんでした。

以上で、本件の説明は終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

今、事務局から3件、都市計画道路と駅前広場と駐車場についての御説明をいただきました。

それでは、委員の皆様方、御意見、御質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

○委員

地元ではないから、私もよくわからない部分もあるもので、今のは陸橋の自由通路の説明でしたよね。車道等については、この計画の中では、現在の踏切を越えて、現在の車道はそのままということですか。

○会長

自動車道路についての計画に何か変化があるかどうかという御指摘だと思うのですが。

○執行機関

市街地整備課の\_\_\_\_でございます。

ただいまの\_\_\_\_委員の御質問にお答えいたします。

踏切についてはこれまでどおり残していくということです。

以上でございます。

○委員

現在の車道の幅員というのは、今現在、何メートルの道路になっていますか。余り広くないような気がするのだけど。

○執行機関

ただいまの\_\_\_\_委員の御質問にお答えいたします。

踏切を越えて北側については、約10メートルの幅員を持っております。

以上でございます。

○委員

違うよ。踏切を渡っていく車道だよ。今現在、踏切を、遮断機のところ、通行しているでしょう。あそこの付近がどのぐらいになっているのですかと聞いているの。

○執行機関

車道につきましては、約6メートルでございます。

○委員

今はそれは歩道とか何かはないのだな。

○執行機関

歩道と車道を入れまして10メートルでございます、車道だけでは6メートルということでございます。

以上です。

○委員

\_\_\_\_委員、地元だからわかるでしょうが、踏切に歩道はありましたか。現在の踏切を通行しているところですよ。

○委員

狭かったんで、町時代に広げたのです。

○委員

緑色の部分が拡幅されたところですよ。言葉が妥当かどうか分からないけれども、歩車分離みたいな形になっているのが緑色の部分ですか。

○会長

緑色の部分というのは、写真の中で路面が緑色ということですね。

○委員

グリーンベルトの部分を入れて10メートル。

○執行機関

はい。

○委員

要するに、今おっしゃった6メートルというのは、片側グリーンベルト2メートル、2メートルを除いた真ん中部分が6メートルということですね。

○執行機関

そうです。

○委員

グリーン部分のこの歩道ができているということ。

○執行機関

はい。

○委員

ああそう。ここが自転車と歩行者だよ。

○執行機関

はい。

○委員

いいですよ、わかりました。

○会長

ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

——委員。

○委員

南口の駅のコンコースに行く階段というか、ここは階段ですよ。エスカレーターとか何かつくのでしょうか。

○会長

南口広場の駅のほうから出る鉄道の駅舎のほうの建物の下がったり上がったりの部分ですね。そこは駅舎の構造のことだと思いますが、南口の駅の広場の中にもあるのですか、エレベーターですかエスカレーターとか。そのことを御説明いただけますでしょうか。

○執行機関

ただいまの\_\_\_\_委員の質問にお答えいたします。

エスカレーターについては、乗降人員が1万人未満の駅についてはつけないということでJRとも協議していますので、今回、内原駅につきましては、5,000人の乗降ですから、エスカレーターは設置しません。ただ、バリアフリーのために、エレベーターについては設置するというようになっております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

○委員

内原合併当時の住民の要望ですし、安全に快適になるのはいいことだと思うのですが、そういう前提だとは思いますが、この南口広場をつくりませんが、基本的にはもう公共の土地になっていらっしゃるのか、住民の合意はもちろんとれているのだらうとは思いますが、その辺の状況を教えていただきたいのと、それから、駐輪場が3つできますが、合わせて500台となると思うのですが、これはどういった根拠で計画されたのか。従前のものと増えるのか、同等なのか、その辺のことも教えていただきたいと思えます。

○会長

南口の駅前広場の権利者の状況と、それから、駐輪場500台の算定根拠について御説明ください。

○執行機関

ただいまの\_\_\_\_委員の御質問にお答えいたします。

今回の都計審後に国側の補助金が出ますので、そこで住民の合意形成はできておりますので、そこで用地買収に入っていきたいと考えております。

また、駐輪場につきましては、平成29年度の駐輪場現況調査で498台ご使用されているということでございますので、今回、500台ということで整備を考えております。

以上でございます。

○委員

併せて、南口交通広場の図面で、真ん中に車の駐車場所というのか、駐車場が描いてあると思うのですが、それは、例えば水戸駅南口のように、30分は無料だけれども、それ以降は有料みたいなことで設定されているのか。乗降客数がそんなに多い駅ではないので、十分かどうかということは当然検討されたのだらうと思うのですが、その辺の計画の概要を教えていただければなと思えます。

○会長

南口の自動車駐車場の計画概要について御説明をお願いします。

○執行機関

ただいまの\_\_\_\_委員の御質問にお答えいたします。

南口につきましては、駅利用者のための駐車場として見込んでおりまして、30分無料ということで現在考えているところでございます。

駐車場の台数につきましては、約12台の見込みで計画しておりまして、そのうち身障者用として1台を用意するという計画でございます。

以上でございます。

○委員

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

○会長

私から1点だけ。

北側の自由通路ですが、2.5メートルの幅員、大丈夫かなとちょっと気になるのですが、これは通行量的には特に支障ないと考えてよろしいですか。

○執行機関

会長のただいまの御質問にお答えいたします。

南北自由通路が4メートルでございまして、そこから階段を下りる方がございます。それとイオン側に行く方もございますので、そこで分散しますので、そこで2.5メートルで、計算上、人数をはけられるということで計画しております。

以上でございます。

○会長

根拠をつくっていただいているということですね。

ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

○会長

よろしいですか。

それでは、お諮りしたいと思います。

都計諮問第1号 都市計画道路の件ですが、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○会長

全員賛成ということで、賛成多数でございますので、原案のとおり決めます。

次に、都計諮問第2号 駅前広場の件ですが、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○会長

全員賛成ということで、原案のとおり決めます。

最後に、都計諮問第3号 都市計画駐車場、自転車駐車場の件でございますが、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○会長

全員賛成で、原案のとおり決めます。

以上で、本日の議事は終了しておりますので、ここで一旦答申をさせていただきたいと思っております。

○司会

それでは、本日の答申をお受けいたします。

○会長

それでは、本日の答申を一括して回答させていただきます。

平成30年8月30日 水戸市長高橋靖様 水戸市都市計画審議会会長川島宏一

平成30年都計諮問第1号 諮問書 水戸・勝田都市計画道路の変更(水戸市決定)について(答申)

平成30年都計諮問第2号 諮問書 水戸・勝田都市計画交通広場の決定(水戸市決定)について(答申)

平成30年都計諮問第3号 諮問書 水戸・勝田都市計画駐車場の変更(水戸市決定)について(答申)

以上、諮問のあった3件については、慎重審議の結果、原案のとおり異議ありません。

○会長

本日は、諮問以外に、次第6のその他といたしまして、水戸市立地適正化計画についての意見聴取の件がございます。準備のためにお時間を2～3分いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、準備ができたようでございますので、水戸市立地適正化計画についての意見聴取に移ります。

本件は、都市再生特別措置法に基づきまして、立地適正化計画を策定する際には、都市計画審議会の意見を聴くこととされておりますので、このたび、委員の皆様の御意見をお聴きするものです。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○執行機関

よろしくお願いいたします。

それでは、立地適正化計画について御説明いたします。

まず、説明に入ります前に、配布資料の確認をいたします。

お配りしております資料は、スライドのコピー、A3の用紙で居住誘導区域の案と書かれているもの、参考資料1、参考資料2となっております。

不足はございませんでしょうか。

〔「大丈夫です」の声あり〕

#### ○執行機関

ありがとうございます。

では、内容につきまして、前面のスライドに沿って御説明いたします。

まず初めに、立地適正化計画とは何かということでございます。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき定めるものであり、医療・商業等の施設や住居がまとまって立地し、公共交通によりこれらの施設にアクセスできるコンパクトなまちをつくっていくための計画でございます。

定める主な内容としましては、イメージ図をごらんください。

赤で示しました医療・福祉・商業等の機能を集約する都市機能誘導区域を核として、その周辺に青で示した居住を誘導する区域である居住誘導区域を設定し、また、都市機能誘導区域内においては、そこにあってほしい機能としての誘導施設、さらには、こちらを誘導していくための施策についても併せて定める計画となっております。

それでは、立地適正化計画の意見聴取の制度について御説明いたします。

立地適正化計画の作成に当たっては、法の規定によりまして、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴くこととされております。

水戸市におきましては、既に平成28年度末までに本計画を策定・公表しておりますが、今回の居住誘導区域については未作成であり、今年度末までに定めることとしております。

そのため、この居住誘導区域の部分について、このたび、委員の皆様から意見聴取を行うものであります。

ここで、既に策定・公表している水戸市の立地適正化計画について、概要を説明させていただきます。

前面のスライドにあわせまして、お手元の参考資料1、A3のものになりますが、ご参照ください。

まず、目指す都市像として、「すべての人が安心して暮らせる多極ネットワーク型コンパクトシティの実現」と定め、医療・福祉・商業施設や住居がまとまって立地し、公共交通を使ってこれらにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが身近に存在するまちを目指すこととしております。

次に、基本方針については、都市機能の集約と居住の誘導による機能的な都市の実現を初め、3つの基本方針を定めております。

また、将来の都市構造として、中心市街地のエリアを都市の中心拠点、地域の中心として赤塚駅周辺地区、内原駅周辺地区、下市地区及び県庁舎周辺地区を生活拠点と位置付けております。

さらに、中心拠点を核として各生活拠点をつなぐバス路線、鉄道を基幹的な交通軸と位置付け、これらを補完する公共交通を補完的な交通軸と位置付けております。

都市機能誘導区域については、まず、中心拠点として、都市核の一部を位置づけております。

また、生活拠点として、赤塚駅周辺地区、内原駅周辺地区、下市周辺地区、県庁舎周辺地区を位置づけております。こちらも地域住民の生活利便性を確保するための拠点を目指すこととしております。

これら都市機能誘導区域をまとめて図示したものがこちらの図となっております。

次に、都市機能誘導区域にあってほしい都市機能については、こちらの表において、都市機能誘導区域ごとに、誘導施設として定めたものを丸で示しております。

中心拠点においては、病院、スーパーなどに加え、多くの人が集まる中心的拠点という観点から、地域交流施設や図書館などといった文化・教育機能を有するものを併せて定めております。

その他、赤塚駅周辺地区を初めとする4つの地区については、主に地域住民の生活利便性を確保するための機能の維持・誘導を図る観点から、それぞれ施設を定めております。

次に、誘導のための施策の体系ですが、都市機能及び居住を誘導するための施策を基本方針ごとに定めております。

基本方針1については、都市機能誘導区域への都市機能の誘導など8つの施策、基本方針2については、バス路線の再編など3つの施策、基本方針3については、公共施設の集約・複合化など2つの施策をそれぞれ定めております。

駆け足で大変申しわけございませんが、ここまでが現在既に公表している水戸市の立地適正化計画の概要でございます。

それでは、今回の意見聴取の対象である居住誘導区域について御説明をいたします。

居住誘導区域とは、人口の減少、高齢化の進展の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に維持できるよう、居住を誘導すべき地域であり、こちらは計画に定めるべき項目とされております。

また、誘導につきましては、都市機能誘導区域の魅力を高めつつ、そこに誘導するといった形で、住み替えの機会などにあわせて緩やかに居住の誘導を図っていくものでございます。

なお、居住誘導区域の外で3戸以上の住宅の建築、1,000㎡以上の住宅の開発を行う場合には、市への届け出が法で定められております。

また、計画の策定後、概ね5年ごとに評価を行い、居住誘導の状況や交通再編の進捗などを見据えつつ、必要に応じ見直しを行うこととされております。



次に、居住誘導区域の考え方でございます。

国の運用指針においては、居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、「都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域」、「都市機能の利用圏として一体的である区域」、また、「合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域」としております。

水戸市におきましても、こちらを踏まえつつ、各種サービス施設の利用人口や商圏人口の確保、移動手段が限られた人でも都市機能誘導区域にアクセスしやすいといった観点から区域の設定をしたいと考えております。

次に、具体的な居住誘導区域の設定の基準について説明いたします。

設定の基準としては、まず、都市機能誘導区域の周囲 300 メートル圏内及び公共交通軸の徒歩圏内の2つを今のところ考えております。

まず、1つ目の都市機能誘導区域の周囲 300 メートル圏内でございます。

この 300 メートルとは、国の定めるハンドブックにおいて、バス停の徒歩圏とされている距離でありまして、徒歩で容易にアクセスできるとされている距離でございます。これを図示したものがこちらになります。黄色で着色した部分がその 300 メートル圏内の区域となっております。

次に、2つ目として、公共交通軸の徒歩圏内でございます。

まず、(1)として、鉄道駅から半径 800 メートルの圏内でございます。この 800 メートルとは、鉄道駅の徒歩圏とされている距離でございます。

次に、(2)としまして、1日当たりのバスの運行本数が 50 本であり、かつ、将来の都市構造において基幹的な交通軸と位置付けたバス路線の沿線から半径 300 メートル圏内としております。

バスの運行本数につきましては、1日当たり 30 本以上が基幹的な公共交通としての目安とされておりますが、本市においては、バス利用のしやすさ、また、今後の運行本数の減少といったものをある程度想定し、今回、50 本を基準としているものです。

こちらがこれらを図示したものとなっております。黄色で示した部分が1日 50 本以上のバス路線の沿線から半径 300 メートル圏内、肌色で着色された部分が鉄道駅から半径 800 メートル圏内の区域となっております。

この2つの居住誘導区域の設定基準をあわせて示したものがこちらの図となっております。

次に、居住誘導区域に含めることができない区域についてでございます。

まず、災害の危険性がある区域として、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、また、浸水想定区域のうち、3メートル以上の浸水が予想される区域を居住誘導区域に含めない区域としております。

次に、土地の利用規制上、住宅の建築を制限している区域として、地区計画などにより、住宅の建築ができない区域でございます。

また、身近な緑の保全を図るため、特別緑地保全地区、都市公園といったものを居住誘導区域に含めない区域としております。

これらの区域を図示したものがこちらとなっております。それぞれオレンジや紫、青で着色されている部分が居住誘導区域に含めない区域でございます。

このうち、特に浸水想定区域の考え方について御説明いたします。

恐れ入りますが、前面のスライドにあわせまして、お手元の参考資料2、こちらもA3判の大きさになりますが、それもあわせてご参照ください。

浸水想定区域につきましては、国の指針において、災害リスク、警戒避難体制、あるいは、災害の防止、軽減するための施設整備状況等を総合的に勘案し、適当でないと考えられる場合には居住誘導区域に含めないこととされております。

本市におきましては、過去の浸水被害の状況でありますとか、堤防の整備が進んでいること、また、那珂川上流の降雨状況により、水位の上昇があらかじめ予想でき、早めの避難を呼びかける体制を構築していることなどの状況を踏まえながら、ただ、近年の想定外の豪雨被害などを考慮しまして、3メートル以上の浸水、すなわち、建物の2階以上への浸水が予想される区域については、居住誘導区域から除外すべきと考えております。

なお、3メートル以上の浸水が予想される区域については、参考資料2をごらんいただきたいと思うのですが、見づらくて申しわけございませんが、薄いピンクや赤色で示した部分がそちらの区域となっております。これが3メートル以上の浸水が想定される区域でございます。

続きまして、お手元に居住誘導区域(案)というA3判の図面があると思います。こちらを御覧ください。

こちらがここまで説明しました居住誘導区域の設定の基準に基づき、具体的な現段階における居住誘導区域の案を図示したものでございます。青色で染まっている箇所がその範囲となっております。

続きまして、居住誘導区域(案)の市街化区域における面積の構成比、人口の構成比、人口密度についてでございます。特に、面積の構成比につきましては、居住誘導区域は、今回お示した案では、市街化区域のうちの面積規模として1,923ヘクタール、45.2%の面積比となっております。

次に、居住の誘導に関連する施策について説明いたします。

誘導する施策につきましては、現在、庁内で調整・検討を行っております。今後、具体的な案をお示ししていくこととなりますが、現段階において想定されるものを簡単に御紹介いたします。

まず、歩きやすいまちの構築として、歩行空間のバリアフリー化など、また、良好な居住環境の形成として、地区計画などを活用した良好なまち並みの形成などがございます。

また、子育て世代の定住化の促進として、子育て世代の住み替え支援などがございます。

さらに、バス路線の再編として、地域公共交通再編実施計画に基づくバス路線の再編などを現在のところ考えている状況でございます。

次に、今後のスケジュールについて説明いたします。

当都市計画審議会の委員の皆様から御意見を伺った後、9月から11月にかけてさらに市民の意見を伺った後、翌年の2月頃に再度都市計画審議会の開催を予定しております。こちらで再度御意見をいただきまして、3月末には居住誘導区域を含めた立地適正化計画を公表したいと考えております。

最後になりますが、参考までに、立地適正化計画の策定による国における支援制度について説明いたします。

まず、1つ目として、国庫補助事業の補助率のかさ上げがあります。例えば、まちづくり交付金の場合、通常の40%が45%ないし50%まで引き上げられます。

また、市街地再開発事業、都市交通戦略事業においても補助率がかさ上げされるものがございます。

さらに、2つ目としまして、税制支援があり、都市機能誘導区域から誘導区域内への事業用資産の買い替え特例などを支援制度が国において用意されております。

雑駁になりますが、以上で、資料の説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○会長

御説明ありがとうございます。

それでは、ただいま、水戸市立地適正化計画について事務局から御説明がございましたが、これについて、御質問、御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。

○委員

この立地適正化計画の案についての4ページかな。今、説明があった県庁舎周辺地域は将来の都市構想の中であって、今回の立地適正化計画の中とは赤とは違うから、別だという意味ですか。そうではなくて、それとも、県庁舎周辺も、かねて私も言っていたことがあったのですが、日本全国どこを歩いても、県庁周辺に農振地域なんてあるところはないと思うの。だから、そういうの見直していくことが都市計画の仕事だろうと私はかねがね言っていたのだけれども、県庁舎周辺の今後の都市構想は、立地適正化計画の中でのここに人口を集めるということの場所になっているのですか。その辺、説明してください。

○会長

立地適正化計画の中での県庁舎周辺地区の位置づけについて御説明ください。

○執行機関

説明のほうわかりづらくて申しわけございません。

今、\_\_\_委員さんのほうから御指摘いただきました4ページの部分なのですが、県庁舎周辺につきましては、恐れ入りますが、同じ資料の9ページをごらんください。

こちらの図に、水戸市において公表している部分になります都市機能誘導区域でございます。さまざまな医療ですとか商業ですとか、そういったものを集約して都市機能誘導区域、一つの拠点として既に設定している区域となっております。

以上になります。

○委員

基本的に、この図面で見ると、赤く染まったところが今回の立地適正化計画ということで、これとは別個のものですか。この赤と青との区分けというのは、居住誘導区域案のA3の用紙の赤と青。

○ \_\_\_\_会長

ですから、参考資料2と9ページの関係を御説明ください。

○執行機関

まず、赤の実線ですが、こちらは現在の市街化区域の範囲となっております。その中で、ちょっと見づらいなのですが、青の実線で太く囲ってあって、ちょうどこの部分は赤の実線と重なってしまっているのですが、ここの囲まれた区域が県庁舎周辺地区ということで、都市機能誘導区域として設定をしております。

ちょっと見づらいなのですが、こちらが今説明をしました県庁舎周辺地区ということで、都市機能が集積する区域としても既に設定をしている部分でございます。

この周辺のブルーで染めた部分が居住を誘導する部分ということで設定をしております、白いところは調整区域になります。

○委員

説明はわかった。だから、そこら辺のところも将来の計画の中には必要ではないのかなと私は思っているのであって、それは都市計画部だけでできる話ではないから、産業経済部との兼ね合いでしょう。それは別個で、わかりました。

○会長

そのほか、御意見、御質問ございますか。

○委員

本件については、2017年3月に、私も当時もこのメンバーだったので、意見を求められた際に、コンパクトシティ、医療・福祉施設とか商業施設にアクセスしやすいまちづくりを進めるということ自体は不可欠なことだし、理解はできるという意見を申し上げたのですが、同時に、今日の資料の最後にあるようなさまざまな補助率かさ上げ関係がありますが、内原駅橋上駅舎もいいのですが、それ以外、再開発なども含まれているので、それが主目的であってはならないという意見も同時に出しました。それは今も同じ考えなのですが、今回、今日のスライドの資料の13ページに、誘導区域を決めた後に、5年ごとに評価をしますよとなっているのですが、評価の視点というのは、具体的に何をもって評価されるのか。そこはよくわからないのですが、今日の居住誘導区域案のブルーのところ、例えば、戸数は増えましたよとか、同時に空き家も多分増えていくという事情もあると思う

のですが、その辺の評価の考え方はどういうふうにしようとしているのか、一つお聞きしたいと思います。

それから、今回出された案を見ますと、公共交通のバスの1日50本以上ということだから、その路線のバス停から300メートル以内ということでブルーの色を塗ったのかなと思うのですが、率直に言って、駅から50本も行く路線自体が水戸市の現状でそんなにないのではないかなとも思っていて、予測として減っていくというのも言っていますが、恐らく減ってしまったら、例えば、今、国田でやっているようなデマンドタクシーとか、バスとか、そういう公共交通の補完的な役でカバーするしかないのかなと思うのです。

そういうふうにかバーをすることを考えれば、居住誘導区域ももう少し広げることできるのではないかなと思うのですが、その辺の考え方はどういうふうに出されているのかということですか。

併せて聞くと、ブルーの中に白く抜けている部分が水戸駅の南口地区でもあるようですが、これはなぜそういうふうになっているのかなと。これは地図自体が小さいので、どこが境界かよくわからないのですが、拡大していくと、例えば、同じ人の敷地内で、こっちは区域内、区域外ということになり得るのかもしれないですね。そうすると、住民サイドとしては理解されないと思うので、境界の決め方も何か考えがあれば教えていただきたいなと思います。

○会長

ありがとうございます。

それでは、御説明をお願いします。

○執行機関

御指摘ありがとうございます。

まず、今後、見直しに当たっての評価の考え方ということでございますが、こちらは、まず、居住誘導区域内での人口の状況ですとか、あるいは、都市機能誘導区域の中での都市機能の集積状況、また、社会全体の動きとして、人口の動向、構成比といったものを総合的に見ながら設定をしていきたいと考えております。

次に、バスを50本以上はどうなるかという御意見がございました。確かに、今現在、50本以上走っているところが将来においてそれを確保できるかというのが心配なところでございまして、また、こちらの立地適正化計画、居住誘導区域といったものを示すことによって、同時にバスの公共交通の路線を存続させたいという思いがありまして、現在、こういう設定となっております。

次に、白く抜けている部分ですとか、境界がわかりづらいとか、もっと広げるべきではないかという御意見がございました。確かに、白く抜けている部分ですとか境界がわかりづらいというのは、今回、基準に基づいて、ばか正直というか、きっちり線を引いてしまったものですから、そういった状況になっておりますが、都市計画の基本であります

地物地界ですとか、道路ですとか、そういったものにあわせてここは少し修正をかけていく方向で考えたいと思います。

また、広げることにつきましても、現在、周囲 300 メートル圏内とバス路線というものがありますが、何か基準として設定することがあるのかどうか、もう少し検討を続けたいと考えております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

○委員

割と柔軟に変更もあり得るのかなと思って聞いたのですが、赤い区域内は市街化区域であるわけです。ここであれば、何の制限もなく普通に家は建つのですが、居住誘導区域になった場合のメリットが何かあるかという点、まだ具体的には特にはないのだと思うのです。その場合に、遠い将来、いつ恩典が来るのかわからないですけれども、何かそこに住んでいることによってメリットが出るということが例えばあるとして、同じ市街化区域内で、私は居住誘導区域内ですよ、私は違いますよという場合に、将来の土地利用という点、不動産の動きも多少は影響が出てくるのかもしれないと思うのですが、いずれにしても、住んでいる人に見れば、自分のところがどっちになったのかという説明はされなければならぬと思うのです。

資料の 26 ページにスケジュールが出ていまして、住民説明会とか意見公募があるわけですが、これはかなり範囲が広い話ですが、その説明会というのは、どのように、どういう規模でおやりになるのかなというあたりも聞きたいと思います。

○会長

説明会のやり方、規模についてお答えください。

○執行機関

説明会につきましては、この後、9月中旬以降から入っていきたいと考えております。形式としましては、まだ細部は詰めておりませんが、各中学校区を一つの単位として、それぞれ代表者の方においでいただき、そこで説明、あるいは協議を重ねたいと思っております。

それに加えまして、都市再生協議会と申しまして、バス事業者さんであるとか、医師会ですとか、さまざまな方が入った協議会をこちらで設置しておりますので、そちらの意見聴取を加えたパブリックコメント等を行いまして、計画の中身についても同時にしっかりと周知して理解をいただけるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○会長

——委員。

○委員

真っ白な、赤線だけが市街化区域ということになっているわけなのですが、これは議員提案でもってエリア指定というものを、都市計画法第34条の11号ですか、加えてありますよね。エリア指定というものをね。これなども親切に何色かが入ってればもっとわかりやすいのかなと思うのだけれども、それは後でも構いませんが、今後のスケジュールで説明していく中で、都市再生協議会というのはどういう会を意味しているのですか。現在、こういうのがあるのですか。それでこの問題等については、2月下旬にこの案件について都計審で提案されていくということですね。だから、それまでの間は、我々も、皆さん方に、こうしたほうがいいんじゃないのとか、意見があったら申し出ることもできるというようなことですね。ですから、2月の下旬に正式には提案して、そこで決定していくということですね。では、わかりました。

都市再生協議会というのは、どなたがこういうメンバーになっているのか、私は初めてのなものでわからないのですけど。

○会長

都市再生協議会の概要について御説明ください。お願いします。

○執行機関

都市再生協議会というのは、都市再生特別措置法の中でつくることができる協議会となっております。利害関係のある代表者の方に集まっただいて、皆さんで協議をしていただくものになります。

メンバーといたしましては、茨大の先生ですとか、医師会の会長さんとか、ケアマネジメント協会とか。

○委員

そういう会があるということですか。

○執行機関

はい。

○委員

参考までにメンバーの資料を出してもらえれば、聞く必要もなかった。

○執行機関

申しわけありませんでした。

○委員

今、説明を聞かせていただいて、これまでも議会の中でさまざまな論議があるところの、これは、要するに、居住誘導区域というのを設定しても、これが成功するかどうかというのは、基本的に、鉄道、それからバス、この公共交通だと思っているのです。先ほど説明があった協議会でも、バス会社がそこに参画をされている。

さっき説明があつて、50本の話も理解はできるのだけれども、例えば、私立のバス会社が水戸市のほうにきちんと協力をしますよと。例えば、料金体系についても、きちんと明

確な数字を出していきますよと。それだけでは幾ら本数があっても乗らないですよ。これだけの高齢化社会で、例えば免許を返上する。そういう方がバスを利用して、見和とか、河和田とか、平須とか、ここから来る場合には往復 800 円以上かかってしまう。こういう人たちが公共交通のバスに乗って市街地に出てくるのかということなのですよ。

これはエリアを決めていくコンパクトシティにするのはあれなのだけれども、今の時代というのは、SDGs の話じゃないですが、誰も置き去りにしないというか、高齢者もその地域に埋没させてはいけないという考え方から出てこないというものは全て失敗してしまう。

皆さんは覚えていないかもしれないけれども、第 3 次総合計画の中で、いつ頓挫したのか僕はわからないのだけれども、福祉・医療ゾーンと文教・商業ゾーンというのを 3 カ所エリアを決めたのです。医療・福祉ゾーンというのは保健センターのゾーンです。そういうものを決めていながら、いずれにしても、総合計画をやっているうちにこういうものが全部なくなってしまった。だけど、今回、こういう形でコンパクトシティが出てきたのだけれども、そういうものを首長の姿勢として、政治姿勢としてやって、明確にそれなりの都市像を示していくのはありがたいのだけれども、それに伴うところの成功するだけの基軸というか、その部分がきちんとしていないとこれは全部失敗しますよ。今の交通体系の料金体系では 50 本なんかあり得ないもの。そういう時代を見据えたものの居住空間というか、誘導空間みたいなものを、高橋市政の場合には、歩行空間であるとか、自転車空間であるとか、並行してやられていますが、一番ネックになるのは公共交通ですよ。

そうすると、逆に、場所が一緒だって、利益の部分だって考えていかななくてはならないとすれば、料金だってそんなに下がらないだろう。であるならば、50 本の考え方というのは、改めて水戸市独自の公共交通のありようとか、こういうものを考えて先進事例はみんなやってきていますよ。富山もそうだし、宇都宮も、ああいう形で路線をきちんとするというような、新しい交通手段も導入するというのも決めましたが、そういうことも含めて、水戸市独自の公共交通のあり方を決めて、きちんと基軸を示していかないと、この居住誘導区域の考え方についても、僕は 100% 成功するということの不安感を持って、今、聞いていました。

そういうことも含めて、今後、水戸市の考え方が一番大事なので、きちんとその基軸を定めながら、どこがこの鍵なのかということを確認にして、住民、市民の皆さん方に示していくことが一番大事ではないのかなと思っていますので、この点の考え方だけお聞かせをいただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。

水戸市の公共交通体系といいますか、公共交通自体をどういうふうに維持していくか、サービス水準をどういうふうに守っていくかという御指摘だと思いますが、御説明をお願いします。



○執行機関

貴重な御意見，ありがとうございます。

この立地適正化計画というものを語る上で，公共交通がどうあるべきかというのは確かに一番欠かせない要素だと我々は考えております。

ただ，この計画だけではなくて，交通政策部門での計画ですとか，あるいは，バス事業者さんとの協力ですとか，そういったものが大切になってきますので，今回の御意見を踏まえまして，そこはしっかりと進めていきたいと考えております。

○委員

では，希望だけ申し上げておきますが，今，新しい市民会館の中心市街地の立地の考え方として，駐車場の整備というのが考えられています。その中で，公共交通を利用して市民会館を利用してもらおうと。こういうまちなかに，格差のない，さまざまな多様性の方を集客していくというのが，これからの都市計画づくりの交流人口を増やしていくことでは一番重要なネックなので，駐車場の整備はそのまま推進していただいて，その中で公共交通のありようをこれからどうするのかというこの4～5年の考え方が一番重要な時期になりますので，この中できちんと基軸を定めるような論議をしていただきたい。この協議会の中でも十分水戸市の意見を言っていて，バス会社の方にも理解をいただいて，バス会社の方が将来の見通しが無いというのはわからないけれども，そういう危機感を持ってお互いに話し合っていていい結果を出していただく。これが一番大事だと思いますので，その点だけよろしくお願いをしたいと思います。

○会長

貴重な御指摘，ありがとうございます。

そのほか，今回の居住誘導区域の設定について，御意見，御指摘などございませんでしょうか。

○委員

以前もお話したことがあったのですが，居住誘導区域内の浸水想定区域とダブっている部分については，特に想定される災害などのときの対応策，こういった配慮を十分お願いしたいと思います。

○会長

はい。ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

私も，今，\_\_\_委員御指摘の点，見づらいのですが，浸水想定区域の範囲と居住誘導区域がちゃんと仕分けされているのかどうか，この図面だけでは必ずしもよくわからないところがあるので，そういう基準で結構だと思うのですが，3メートル以上は除くで結構だと思うのですが，しっかりとそこが本当に除かれているかどうか，駅の周辺とかよくわからなかったなので，その辺もしっかり御確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

そのほかよろしいでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

○会長

各委員から活発な御指摘をいただきました。それぞれ大変貴重な御指摘だと思います。\_\_\_\_委員から、県庁舎周辺の都市機能誘導地区の今後の都市機能強化のあり方とか、あるいは、\_\_\_\_委員から、5年ごとの評価の視点はどうあるのかとか、あるいは、居住誘導区域の中の白抜け区域についての説明ですとか、あるいは、同じ敷地内でも境界がかかることがございますので、そういった境界の中に入るか入らないかということで迷いが生じることのないようにといった御指摘とか、あるいはまた、\_\_\_\_委員から、説明会を住んでいる方々に十分にやるべきであるという御指摘ですとか、あるいは、\_\_\_\_委員から、都市再生に関する協議会があるということで、そのメンバーについての御質問もございました。さらには、\_\_\_\_委員から、水戸市独自の公共交通の基幹的なあり方というか、今後のあり方についての議論が水戸市の立地適正化計画の中で非常に重要な位置づけになるので、その考え方をより慎重に審議するようにといった御指摘がございました。

以上、大変多様な御意見をいただきましたが、事務局におかれましては、これらの意見を踏まえながら、さらにより計画をつくってくださいますようお願いしたいと思います。

また、今後、御意見などがあります場合には、各委員は事務局にまた御連絡をしていたいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで意見聴取についても議論を終了にさせていただきたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしますが、よろしいでしょうか。

ここから事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いします。

○司会

それでは、本日の審議につきまして、副市長より御挨拶申し上げます。

○副市長

ただいまは御答申をいただきましたし、居住誘導区域につきましても、さまざまな御意見、御提言を賜りました。本当にありがとうございました。

特に、都市計画の部分につきましては、内原駅の周辺の整備ということで、都市計画決定に基づきまして、なるべく早く事業化ということで努力をしまいたいと思っております。

また、居住誘導区域につきましても、いただきました御意見、御提言を踏まえまして、さらに計画をブラッシュアップしまして、水戸市としてふさわしい、水戸市らしい計画にまとめてまいりたいと考えております。

今後ともよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

以上で、本日の審議会を終了させていただきます。

貴重な御意見を賜わり、まことにありがとうございました。